（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同表第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十五　国立健康危機管理研究機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十一　国立健康危機管理研究機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第十三条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民年金基金連合会」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第十四条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表小型船舶検査機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	資本金

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第十五条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国立健康危機管理研究機構

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第六号中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同項第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「法人は、」の下に「国立健康危機管理研究機構及び」を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二十条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表厚生労働大臣の項中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に改める。

別表第二中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第二十一条　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第二十二条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十五号を削る。

（健康増進法施行令の一部改正）

第二十三条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号」を「国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十二号」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民年金基金連合会」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十五条の四第一項又は第六十五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第二十六条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、本則に次の一号を加える。

五　国立健康危機管理研究機構

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第二十七条　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。